

第2節 定款変更

1 概要

社会福祉法人の定款変更は、評議員会の決議によるものとされます（法第45条の36第1項）。さらに、厚生労働省令で定める事項に係るものを除き、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じません（同条第2項）。その際には、定款変更認可申請書と必要な添付書類を、山梨県知事（所轄庁）に提出してください。

なお、厚生労働省令で定める事項に係る定款変更は、評議員会の決議の後、遅滞なく所轄庁に届け出る必要があります（後述）。

2 定款変更の認可申請手続

(1) 提出書類（法施行規則第3条）

「定款変更認可申請添付書類一覧」を参照してください。

(2) 提出部数

・ 所轄庁が山梨県知事の場合：2部（正本1部、副本1部）

(3) 新たに事業を開始する場合の定款変更手続について

新たに事業を開始する場合、事業計画及び資金計画が成立し、補助金等必要な手続を経て事業が開始可能になった段階で、定款変更の認可手続をとってください。事業開始後に手続が行われないう、注意してください。

(4) 登記事項の手続

当該定款の変更事項が、社会福祉法人の登記に係わる変更のときは、主たる事務所の所在地において、2週間以内に登記所へ変更登記を行ってください。

(5) 定款変更内容等についての事前の相談について

変更内容については、事前に、福祉保健部福祉保健総務課福祉企画担当と相談しながら進めてください。

定款変更認可申請添付書類一覧(○…必要な書類、△…非該当の場合不要)

添付書類	変更事項	事業の開始		事業の 廃止	基本財産 の増加	基本財産 の処分	役員等 定数変更	準則に あわせた 条文変更	備考
		設置経営	受託経営						
1	定款変更認可申請書	○	○	○	○	○	○	○	
2	添付書類目録	△	△	△	△	△	-	-	軽易なものは省略しても可
3	理事会議事録(写)	○	○	○	○	○	○	○	(必須)理事長等適切な証明権者の原本証明
4	評議員会議事録(写)	○	○	○	○	○	○	○	(必須)理事長等適切な証明権者の原本証明
5	財産目録	○	-	-	○	-	-	-	
6	変更後の定款	○	○	○	○	○	○	○	
7	現行の定款	○	○	○	○	○	○	○	
8	事業計画書	○	○	-	-	-	-	-	事業開始年度及び 次年度の2年度分
9	収支予算書	○	○	-	-	-	-	-	事業開始年度及び 次年度の2年度分
10	決算書	○	○	-	○	-	-	-	定款変更事由発生年度 又は定款変更事由発生前年度の 収支計算書及び貸借対照表等
11	補助金等の決定通知書(写)	△	-	-	△	-	-	-	補助金、交付金又は 助成金等がある場合
12	借入金決定 (内定)通知書(写)	△	-	-	△	-	-	-	借入先が(独)福祉医療機構の場合 受理証明書も可
13	償還計画書	△	-	-	△	-	-	-	借入金がある場合、各年度毎の 償還額及び償還財源がわかるもの
14	償還金贈与契約書(写)	△	-	-	△	-	-	-	償還財源に贈与金を予定する場合
15	資金贈与契約書(写)	△	-	-	△	-	-	-	土地、建物取得等に 必要な資金とする場合
16	不動産の価格評価書又は 固定資産税の評価証明書	△	-	-	△	-	-	-	不動産贈与の場合
17	工事関係契約書(写) 又は見積書(写)	△	-	-	△	-	-	-	
18	工事関係等領収書(写)	△	-	-	△	-	-	-	建築完成済の場合
19	不動産売買契約書(写) 又は贈与契約書(写)	△	-	-	△	-	-	-	
20	不動産登記簿謄本	△	-	-	○	○	-	-	申請日から3月以内に取得した不動産全 部事項証明書
21	検査済証(写) 又は建築確認書(写)	△	-	-	△	-	-	-	建築基準法で必要と されている場合
22	土地の公図	△	△	-	△	-	-	-	申請日から遡って3月以内に取得した公 図
23	建物の図面	△	△	-	△	-	-	-	配置図・平面図等
24	受託事業の概要説明書	-	○	-	-	-	-	-	
25	受託契約書(写)	-	○	-	-	-	-	-	
26	関係条例等(写)	-	○	-	-	-	-	-	公の施設の受託経営の場合、 当該施設の設置及び管理委託に 関する事項を明記したもの
27	廃止事業に係る 財産の処分方法	-	-	○	-	△	-	-	
28	事業の廃止届(写) 又は廃止認可書(写)等	-	-	○	-	△	-	-	
29	基本財産処分承認書(写)	-	-	△	-	△	-	-	
30	施設長の資格を 有する書類(写)	△	△	-	-	-	-	-	開始する事業に 資格要件がある場合
31	施設長履歴書(写)	△	△	-	-	-	-	-	
32	施設長就任承諾書(写)	△	△	-	-	-	-	-	
33	その他県が必要と 認めた書類	△	△	△	△	△	△	△	各決議充足の有無確認のため、役員名 簿、評議員の名簿等

※当該理事会・評議員会を決議省略した場合は、各議事録の写しとともに、理事会は理事全員の同意及び監事全員の異議がないことを確認した書面の写しを、評議員会の場合は評議員全員の同意を確認した書面の写しを提出して下さい。

3 厚生労働省令で定める事項の定款変更届

社会福祉法人が、法施行規則第 4 条で定める定款の変更を行う場合は、理事会の議決等、定款で定める手続きを経た後、**定款変更届出書**と必要な添付書類を山梨県知事（所轄庁）に提出してください。

これらの定款変更の効力は、所轄庁の認可を要するものとは異なり、理事会の議決等、定款所定の手続きを経た日より発生します。

法施行規則第 4 条で定める事項

- ・ 資産に関する事項（基本財産の増加に限る※）
- ・ 事務所の所在地
- ・ 公告の方法

※この場合の基本財産の増加は既存の財産の変更ではなく、全く新しく財産を取得した場合を指します。そのため建物の改築や増築、土地の地積変更等既存の基本財産から変更を加える増加は、定款変更認可事項となります。

（参考）申請と届出の違い

建物	新築	定款変更届
	改築	定款変更認可申請
	増築	定款変更認可申請
土地	新規取得	定款変更届
	地積変更	定款変更認可申請
現金	増加	定款変更届
	減少	定款変更認可申請

(1) 提出書類（法施行規則第 3 条）

「定款変更届添付書類一覧」を参照してください。

(2) 提出部数

- ・ 所轄庁が山梨県知事の場合：2 部（正本 1 部、副本 1 部）

(3) 事務所移転の登記手続

（主たる）事務所を移転したときは、2 週間以内に旧所在地において移転の登記を行い、新所在地において登記事項の登記を行ってください。

(4) 定款変更内容等についての事前の相談について

変更内容の決定等については、あらかじめ福祉保健部福祉保健総務課福祉企画担当と相談しながら進めてください。

定款変更届添付書類一覧(○…必要な書類、△…非該当の場合不要)

添付書類	変更事項	基本財産 増加	事務所 所在地	公告方法	備考
1	定款変更届出書	○	○	○	
2	添付書類目録	△	—	—	軽易なものは省略しても可
3	理事会議事録(写)	○	○	○	(必須) 理事長等適切な証明権者の原本証明
4	評議員会議事録(写)	○	○	○	(必須) 理事長等適切な証明権者の原本証明
5	変更後の定款	○	○	○	
6	現行の定款	○	○	○	
7	財産目録	○	—	—	
8	決算書	○	—	—	定款変更事由発生年度又は定款変更事由発生前年度の収支計算書及び貸借対照表等
9	補助金等の決定通知書(写)	△	—	—	補助金、交付金又は助成金等がある場合
10	借入金決定(内定)通知書(写)	△	—	—	借入先が(独)福祉医療機構の場合受理証明書も可
11	償還計画書	△	—	—	借入金がある場合、各年度毎の償還額及び償還財源がわかるもの
12	償還金贈与契約書(写)	△	—	—	償還財源に贈与金を予定している場合
13	資金贈与契約書(写)	△	—	—	土地、建物取得等に必要資金とする場合
14	不動産の価格評価書又は固定資産税の評価証明書	△	—	—	不動産贈与の場合
15	工事関係契約書(写)又は見積書(写)	△	—	—	
16	工事関係等領収書(写)	△	—	—	建築完成済の場合
17	不動産売買契約書(写)又は贈与契約書(写)	△	—	—	
18	不動産登記簿謄本	○	—	—	申請日から3月以内に取得した不動産全部事項証明書
19	検査済証(写)又は建築確認書(写)	△	—	—	建築基準法で必要とされている場合
20	土地の公図	△	—	—	申請日から遡って3月以内に取得した公図
21	建物の図面	△	—	—	配置図、平面図等
22	その他県が必要と認めた書類	△	△	△	各決議充足の有無確認のため、役員名簿、評議員の名簿等

※新たに事業を開始する場合の基本財産の増加は、No.11～17、19～21の添付書類は不要
 ※当該理事会・評議員会を決議省略した場合は、各議事録の写しとともに、理事会は理事全員の同意及び監事全員の異議がないことを確認した書面の写しを、評議員会の場合は評議員全員の同意を確認した書面の写しを提出して下さい。